

融雪期に向けて、家畜排せつ物の適正な管理の徹底を！

長い冬も終わり、北海道にもようやく春が訪れようとしています。

毎年この時期は、融雪とともに家畜ふん尿やれき汁の河川流出や地下浸透などがおこりやすくなることから、家畜排せつ物の適正な管理について、より一層の徹底を図る必要があります。

畜産業を営む方は、堆肥舎、尿溜、スラリーストアなどの点検を行うとともに、次のことに十分注意し、家畜排せつ物の適正な管理に努めましょう。

■ 融雪水の処理施設への流入防止

融雪水が家畜ふん尿貯留施設に流れ込むことが予想される場合は、土のうを積むか排水路を確保するなどにより、施設への流入を防止しましょう。

■ 貯留施設からの流出防止の徹底

家畜ふん尿貯留施設からふん尿やれき汁が外部に流出する恐れがある場合は、シート等による貯留槽などを設置するとともに、不慮の事故等による流出被害を最小限とするため、農場の勾配等を考慮しあらかじめ土盛りを行うなど、農場外への流出防止対策を徹底しましょう。

■ 流出事故等への対応

流出事故が発生した場合には、速やかに事故原因の解消と流出物の除去等の被害拡大防止策を実施するとともに、市町村、(総合)振興局などの関係機関に報告を行い、対応策等の指示を受けてください。

☆ 罰則

一定規模以上(牛・馬10頭、豚100頭、鶏2,000羽)の家畜を飼養する畜産業を営む方は「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に定められた管理基準に従い、家畜排せつ物を適正に管理することが義務づけられており、違反者には罰則(50万円以下の罰金等)が適用される場合があります。

【問い合わせ先】

農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ
電話(直通) 011-204-5440